

大宰権少式原田種直

川添 昭二

一 原田種直の系譜

原田氏は春実系大藏氏より出た筑前の豪族である。大宰府府官として所見のある種材から光弘―種弘―種輔―種平―種直と続く系譜を持つ^①。この一族は代々府官の地位を基盤として、領主的展開を遂げていった。平安末期には、平氏の九州―大宰府―掌握に伴い平氏政権下での動向が知られるが、その時期、いわゆる養和内乱期に活発な活動を示したのが原田種直である。種直は大宰大監、後に大宰権少式に任じた。平家軍の敗滅と共に原田氏の活動はしばらく振るわなくなるが、原田氏全体が滅びたわけではない。以後の中世原田氏の歴史は、そのまま糸島半島史を代弁するといってもよく、筑後三原氏などの活動も知られ、関係史料も多く、研究文献も少なくはない。本稿は、原田種直の事績を即的に整理したもので、大宰府を媒介とする平氏の九州支配を具体的に解明する一資料になりうれば、と念じている。

二 大宰府府官としての原田種直

原田種直に関する史料の初見は平清盛の大宰大式在任中の久寿三（一一五六）年三月四日で、同日「大監大藏朝臣種直」が宇佐宮造営に際して肥後国の拒捍使を勤めたことが「続左丞抄」第三に見える。

この時には種直のほか同族である大藏朝臣種経、貫首大藏種主、貫主大藏某がそれぞれ肥前・豊前・豊後の拒捍使を勤めており、「以種平朝臣下知了」とされる筑前国藤原朝臣種次も併せて大藏氏の大宰府に占める地位を物語っている。種直が肥後国分として中殿一字・食料米三百廿九石四斗などかなりの負担が記されていることから、拒捍使役の勤仕という間接的史料からではあるが、この時期の府官＝九州在地武士団の棟梁^②の経済力・軍事力がある程度推知しうるのである。大宰府を通じて九州の支配を実現していこうとするとき、この武士団として発展した府官層を掌握することが、重要な課題であったことは論を俟たない。院政期より鎮西に勢力を扶植し、源平内乱期には西国を主要な勢力基盤とした平氏は、その著例である。平氏政権最末期の状況を象的に示す原田種直の任大宰権少式・軍事行動などの問題を、以下検討したい。

三 原田種直の任大宰権少式

（1）平氏政権と九州

平氏の九州進出が本格化する画期は、保元三（一一五八）年の平清盛大宰大式就任に求められる。同年八月から永暦元（一一六〇）年十二月の彼の任期中の平治元（一一五九）年、肥前の日向通良が反乱

を起こし、清盛は筑後守平家貞を鎮圧に派遣した。これを「平氏が反平氏の立場をとる九州の有力在地領主に対して加えた武力的制圧の一端」とみる飯田久雄氏の見解は従うべきであろう。また、応保二(一一六二)年、清盛が法華経千部会料として安楽寺へ肥前牛島庄内六十石を寄進していることは、次の平頼盛の大宰大貳の時代に推進した寺社掌握政策の先蹤ともみられる。

永万二(一一六六)年七月平頼盛が大宰大貳となり、十月より半年間在府して当時としては異例の大貳による現地支配を行った。仁安三(一一六八)年十一月まで彼は大貳の職にあるが、この頼盛については平氏の九州掌握を考えるに際して注目すべき事績が幾つかある。

まず、仁安元年十二月に宇佐大官司公通を大宰権少貳に任じたことである。これは「平氏が宇佐宮勢力との結託をはかったもの」で、叡山の堂衆勢力の与党化、延暦寺の氏寺化をはかったこと、嚴島社の神主佐伯景弘の任安芸守、諏訪社との結び付きなどといった、「一連の社寺勢力の余党化政策の一環をなすもの」と指摘されている。

また、保延六(一一四〇)年頃以降大宰府の所管であった香椎宮は、頼盛の家領となっており、頼盛都督のとき蓮華王院に寄進されている(石清水文書、『鎌倉遺文』二一九一三)。同社大官司公友が平氏の家人越中前司平盛俊の婿であると伝えられていることも(『香椎宮編年記』)、考慮のうちに入れておいてよからう。大宰府の外港博多に在って府社的な性格を有していたと思われる筥崎宮は『吾妻鏡』によれば平家没官領であり、ここでも平氏の鎮西有力寺社の掌握を確認しうる。八条女院領宗像社の領家が平頼盛で、越中前司盛俊が預所となっていたことも、大宰府機構を通じての直接的支配ではないにしろ、同じような意味合いをもつと考えられよう。

これらの寺社以外にも頼盛ならびに平氏一門は、主として皇室・権門領に寄生してその庄園所職を獲得する形で、対外交渉の拠点となる地域を含め、鎮西にかなりの所領を有している。その他、筑前・筑後・肥前・肥後・豊後・豊前が平氏の受領国、筑前が知行国であった事実は、国衙の掌握をも通じて平氏が九州をその権力基盤として拡大強化していったことを示す。このような平氏政権の支配浸透にともない、九州の在地の武士団も多くがその勢力下に組み込まれていく。本稿の主題とする原田種直も基本的には同様の文脈の中で捉えられるが、原田氏が代々大宰府の府官として族的・領主的発展を遂げてきた経緯が、彼自身にとっても平氏政権の側にとっても、通常の在地武士層とは若干異なった意味を持つこととなる。

(2) 原田種直の任大宰権少貳

平氏と原田種直の関係がいつ始まるのかは明確でないが、変質しつつあった大宰府機構の中で平清盛・頼盛の大貳時代に主従関係が成立した、とする飯田久雄氏の理解にしばらく従っておきたい。治承四(一一八〇)年、養和二(一一八二)年の菊池隆直の反乱、いわゆる鎮西養和内乱の過程において、原田種直は治承五年四月、大宰権少貳に任ぜられる(『吉記』同年四月十日条、『玉葉』同日条)。平清盛の家督を継いだ平宗盛の殊なる推挙によるもので、先例としては平致行・藤原蔵規・秦時重があるが、直接的には宇佐大官司公通の任大宰権少貳を前例として行われた人事である。通常ならば在地の府官が少貳以上の職掌に就くことはなく、権官とはいえ異例のことである。この内乱に際して平家方原田大夫種直は「相催九州軍士二千騎」して隆直軍と合戦したとされ(『吾妻鏡』治承五年二月廿九日条)、治承五年四

月十四日の宣旨は「府官並国々軍兵」の防戦の模様を伝えている（『吉記』同日条）。

平氏政権としては、在地有力武士団の棟梁としての原田種直の軍事力に、さらに九州の総管大宰府の大監から「権少式」に任じることによって、より広範かつ強大な軍事動員力を期待したものであろう。この年の八月には追討使肥後守平貞能が鎮西に下向し、翌養和二年四月、菊池隆直が帰服してこの内乱は終結する^⑩。

四 原田氏の軍事行動・経済的基盤

(1) 軍事行動

『吾妻鏡』元暦二年・文治元（一一八五）年条によって原田種直の軍事行動を追ってみよう。同年正月、源範頼は背後から平家軍を討つべく周防から豊後に渡るとき、まず以て原田種直を討つといっており、種直が九州平家軍の中核を成していたことが知られる（三月二日条^⑪）。その軍勢については、前引『吾妻鏡』治承五（一一八一）年二月廿九日条の「相催九州軍士二千騎」が唯一の記事であり、動員しえた契機について、史料的に直接には知りえない。

二月一日、「大宰少式種直」子息賀摩兵衛尉（「大藏系図」によれば種益）らが、北条義時以下の軍勢と合戦、下河辺行平は種直の同族美氣三郎敦種を討っている。六月十四日条には、源頼朝の外戚で頼朝側としての姿勢を堅持し、平氏からの難を避けるため高麗に渡り、上洛すべく、対馬に帰着していた対馬守藤原親光のことが記されている（文治二年六月二日条にも所見）。平宗盛とともに平家の総帥として活躍した平知盛（三月二十四日入水自殺）と「少式種直」らの奉行で、藤

原親光に屋島（二月、平家敗退）に参向するよう促したが、親光は肯せず、原田種直の家子高二郎大夫経直・種益（「大藏系図」では、種直の子息で「早良太郎大夫、号賀摩兵衛尉」）の郎等拒捍使宗房の追討を計三度うけている。種直は平知盛の指揮下にあつたのであろうが、最末期平家軍の中で依拠すべき存在であつたことが知られる。親光はその後無事に上洛する^⑫。

三月十四日、平家軍は長門壇ノ浦の戦で、完全に敗北する。種直は、このとき戦死したのかどうか、あるいは宥免されたのか、不明である。五月八日条は源氏戦勝後の鎮西沙汰のことが記されており、九州征討軍総帥の参州源範頼に過言した者として美気大藏大夫を関東に召し上げることが記されている。翌九日条には「原田所知者、可被分宛于勲功輩之由、被仰遣参州」とあり、七月十二日条・十二月六日条によると原田種直・板井種遠・山鹿秀遠・菊池隆直らの所領は平家没官領として沙汰人を置くことが記されている（『玉葉』文治元年十二月二十七日条に同様の記事あり）。

平家軍敗滅と共に原田氏が全て滅んだわけではない。河上神社文書文治二年八月六日の大宰府守護所下文（『鎌倉遺文』一一一五四）には大監大藏朝臣が連署している。筑前国内での大藏氏の活動は鎌倉期の史料に散見する。元弘三（一一三三）年の筑後三原文書には、原田大夫種直跡人々・原田大夫種直五代嫡孫筑後国三原左衛門入道仏見・原田大夫種直五代孫子筑後国三原九郎種昭などが見える（同四十一—三一九八三B・三三三—三三三二五—三三三二四）。

ここで一つ付記しておきたいことがある。『続群書類従』七下所収「大藏氏系図」で原田種直が「号岩戸少卿」と伝えられていることである。同系図は、種直の父の種平を「岩門大夫」、種輔を「岩門少卿」、祖先

の種材を「岩門將軍」と記している。藤野秀子氏は、原田氏の根本所領を「対外国交渉の要衝でもあり、大宰府・博多津・肥前・筑後へも近い早良郡とその隣接地帯である岩戸一帯」に想定されている。岩戸については、後代の史料になるが、鎌倉幕府の追加法五八三条に「岩門並宰府構城郭之條、為九州官軍、可得其構云々」とある。岩門城は鎌倉時代には大宰少貳武藤氏の居城となる。大宰府と岩門城の關係を、原田種直時代まで遡って考えても、あながち不当ではあるまい。原田種直は、大宰府の外城とでもいべき岩門を、その活動の拠点としていたのである。

(2) 経済的基盤

原田種直の所領について、『続群書類従』六上所収「武藤系図」の資頼の項に「建久二年被宛賜太宰府守護岩門少卿種直跡三千七百町」とあることをみても、相当広大な所領を有していたであろうことは想像に難くない。けれども、種直の所領で在所が明らかなのは、藤瀬文書の寿永元（一一八二）年十二月日「大宰少貳兼地頭大藏（花押影）」寄進状案（『平安遺文』補一三七）に現れる原田庄内飽田郷ぐらいである。この文書で「大宰少貳」原田種直（カ）は、塔原寺觀音堂に免田耆町を寄進している¹⁵。

宮崎宮油座文書写嘉禄二（一二二六）年九月十四日大宰府守護所下文写（『鎌倉遺文』五―三五二三）には、「右件座事、故種直入道之時、為彼座□□汰云々」と見え、同嘉元二（一二三〇四）年八月二日の大宰府守護所下文写（同二十九―二九二九）にも「右件座者、依為原田少貳種直入道没官之跡、為鎌倉殿御分、仮名国安所令奉行也」とある。仮名国安の実体については不明であり、種直を少貳とするのも多少問

題である。また、油座に伝来する文書であるということから、その性格上、偽文書である恐れがなくはない。しかし他に伝存する大宰府守護所下文に比して、形式的にはおかしなところはない。少なくとも鎌倉末にそのような所伝が定着しているということは、その所伝が生まれる歴史的背景を考慮しなくてはならないだろう。先述の平氏（大宰府）と宮崎宮の關係からすれば、府官種直が同宮の油座に何らかの形で関与したことは十分考えられるのである。種直の経済的基盤を直接に考えうる基礎的史料の残りようは、大体この程度である。

五 小結

以上、「平氏の九州支配」研究の一課題¹⁶として、原田種直について、その系譜・平氏との關係と任大宰權少貳の問題・ことに種直の軍事行動、及び経済的基盤についてとりあえず事典的にまとめてみた。その限りでも原田氏もしくは大藏氏の族的關係（筑後三原氏や秋月氏など）等、残された問題は多いが、今後の研究に俟ちたいと思う。『平家物語』『源平盛衰記』などの軍記物や後世の所伝などには全く触れなかった。これらも今後の課題のうちとしよう。

註

- (1) 藤野秀子「大宰府府官大藏氏の研究」(『九州史学』五三・五四合併号、一九七四年三月)。以下、本稿利用の史料の多くは、竹内理三編『大宰府・太宰府天満宮史料』巻七に収められている。
- (2) 原田氏の史料を編年した廣渡正利『大藏姓原田氏編年史料』(文献出版、二〇〇〇年一月)があり、利便を与えているが、昭和四十年代に筆者が提供した史料が参考とされており、補入すべき史料は多く、再編を要する。同書には、原田氏についての最初の本格的な研究と言うべき丸山雍成「中世後期の北部九州の国人領主とその軌跡―原田氏とその支族波多江氏を中心として―」(朝鮮降倭武將「沙也可」とはだれか―筑前高祖旧城主原田信種説の提唱―)が収められている。前半論文は『福岡県地域史研究』(一五号、一九九七年三月)の再録であり、さらに同氏著『封建制下の社会と交通』第一章第三節(吉川弘文館、二〇〇一年六月)に再録されている。
- (3) 正木喜三郎『大宰府領の研究』一四八―九頁(文献出版、一九九一年一月)。
- (4) 志方正和「大宰府府官の武士化について」(同『九州古代中世史論集』志方正和遺稿集刊行会、一九六七年八月)。
- (5) 森本正憲「中世成立期における肥前地方の情勢について」(川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論攷』文献出版、一九八七年三月)、同「中世成立史の基礎的研究―九州の視座から―」(文献出版、二〇〇三年九月)。
- (6) 飯田久雄「平氏と九州」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』吉川弘文館、一九六九年六月)三七頁。以下の記述は本論文に負うところが多い。
- (7) 前掲註(6) 飯田論文四四頁。
- (8) 前掲註(6) 飯田論文三八―四二、五一頁。
- (9) 前掲註(6) 飯田論文四七頁。なお、『改正原田記』は、種直が平頼盛の女を娶った、とする。
- (10) 水崎雄文「治承年間における鎮西の反乱―菊池・緒方氏の場合について―」(『九州史学』二四号、一九六三年七月)。工藤敬一「鎮西養和内乱試論」(『法文論叢』四一号、一九七八年三月、同『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版、

一九九二年一月に再録)。

- (11) 源範頼の九州における軍事行動については、金澤正大「三河守源範頼の九州進駐に関する一考察」(『政治経済史学』三四四号、一九九五年二月)。
- (12) 川添昭二「鎌倉初期の対外関係と博多」(『箭内健次編『鎖国日本と国際交流』上巻、吉川弘文館、一九八八年二月)に、やや詳しく述べている。
- (13) 前掲註(1) 藤野論文三四頁。岩門については、川添昭二「岩門合戦再論」(同『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年三月)に少し論及している。なお、那珂川町文化財調査報告書第68集『岩門城跡』(那珂川町教育委員会、二〇〇六年三月)が詳細な情報を提供している。
- (14) 『中世法制史料集第一巻 鎌倉幕府法』(岩波書店、一九五五年一〇月初版)。
- (15) 藤瀬文書については、服部英雄「(付論) 原田庄と藤瀬文書」(同編『筑前国怡土庄故地現地調査速報』服部英雄研究室、一九九九年一月)に研究史の整理を踏まえた論及がある。前掲註(2) 丸山論文では、原田庄は「皇室領として成立、原田種直が地頭職を獲得したものといえよう」(三四四頁)とされている。現在の段階では、平凡社『福岡県の地名』七五八―九頁(二〇〇四年一月)が要を得た掘るべき説明をしている。なお、拙著『九州中世史の研究』八三―八九頁(吉川弘文館、一九八三年三月)に原田庄について小考を加えている。
- (16) 鎮西養和内乱については前掲註(10) 工藤論文に広い視野できめ細かく活写されている。
- 〔付記〕原稿の整理、校正に朱雀信城氏・内山一幸氏の手を煩わした。記して感謝の意を表す。本稿は、本誌発刊に祝意を表すべく、一九八七年の旧稿に急遽手を入れた研究余録で、更なる補正を期している。

(かわぞえ・しょうじ 九州大学名誉教授／市史編さん委員会顧問)